

吹田市開発事業に係る14戸以下の小世帯向住戸等の駐車施設の 整備に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市開発事業の手續等に関する条例施行規則第34条の適用を受けない家族向住戸の戸数が1戸以下で、かつ、小世帯向住戸及び単身者向住戸（以下「小世帯向住戸等」という。）の戸数の合計が14戸以下の共同住宅、又は吹田市開発事業の手續等に関する条例施行基準第16条第7項第3号に定める家族向住戸の戸数が2戸以上で、かつ、小世帯向住戸等の戸数の合計が14戸以下の共同住宅の小世帯向住戸等に係る自動車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用又は自転車用の駐車施設（以下「駐車施設」という。）の整備に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領については、小世帯向住戸等の戸数が14戸以下の共同住宅を新築する場合、又は用途変更、増改築等により、既存の建築物を小世帯向住戸等の戸数が14戸以下の共同住宅とする場合に適用するものとする。

(駐車施設の整備)

第3条 小世帯向住戸等に係る駐車施設の整備は、次のとおりとし、事業区域内に設置するものとする。

- (1) 自動車用の駐車施設にあっては、1台以上の台数とすること。
- (2) 自動二輪車用の駐車施設にあっては、1台以上の台数とすること。
- (3) 原動機付自転車又は自転車用の駐車施設にあっては、戸数の100パーセント以上の台数（その台数の10分の1以上は、原動機付自転車用の駐車施設とし、その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数とする。）とすること。
- (4) 駐車施設の区画は、円滑に駐車することができるよう配置すること。
- (5) 自転車用の駐車施設に通ずる敷地内の通路の幅員は、1.5メートルを標準とすること。
- (6) 駐車施設の出入口は、歩行者の安全に配慮した構造とし、必要に応じカーブミラー、停止線、警報装置等の交通安全施設を敷地内に設置すること。

2 前項第1号から第3号の規定にかかわらず、敷地の形状又は建物の配置等の状況により、事業区域内に駐車施設を設置することが困難であると市長が認める場合は、個別協議とする。

(駐車施設の区画)

第4条 駐車施設の区画の大きさは、次のとおりとする。ただし、機械式の駐車施設にあっては、この限りでない。

- (1) 自動車用の駐車施設の区画の大きさは、幅を2.3メートル以上とし、奥行きを5.0メートル以上とすること。

- (2) 自動二輪車用の駐車施設の区画の大きさは、幅を 1.0 メートル以上とし、奥行きを 2.3 メートル以上とすること。
- (3) 原動機付自転車用の駐車施設の区画の大きさは、幅を 0.8 メートル以上とし、奥行きを 1.9 メートル以上とすること。
- (4) 自転車用の駐車施設の区画の大きさは、幅を 0.6 メートル以上とし、奥行きを 1.9 メートル以上とすること。

(委任)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、駐車施設の整備に係る指導に関し必要な事項は、総務交通室長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。